

## 第2期

# 障がい者活躍推進計画

本荘由利広域市町村圏組合

令和7年4月

機 関 名	本荘由利広域市町村圏組合
任 命 権 者	管理者
計 画 期 間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
障がい者雇用に関する課題	第1期計画期間において、実雇用率は法定雇用率を上回っていないが、法定雇用障害者数は達成しており、引き続き法定雇用率の達成を目指す。
目 標	
① 採用に関する目標	○在籍する雇用障害者数が前年度を下回らない。 ○当該年6月1日時点の実雇用率を法定雇用率以上とする。 【評価方法】 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行う。
② 定着に関する目標	○障がい者である職員が仕事にやりがいを感じ、いきいきと働くことができているかなどを把握する。 【評価方法】 毎年の任免状況通報時に把握・進捗管理を行う。
取 組 内 容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として事務局総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を事務局総務課内に設定し、管理職会議等により周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3ヵ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○在職中に疾病・事故等により障がい者となった者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。